6　他の業務の種類及び概要

（記載上の注意）

1　「他の業務」とは、取引情報蓄積機関が行う業務のうち、取引情報蓄積業務及び取引情報蓄積業務に付随する業務以外の業務をいう。

2　「業務の種類」は、日本標準産業分類に掲げる細分類により記載すること。

3　「業務の…概要」は、当該事業年度中の営業又は事業の状況の推移及び特記事項について簡潔に記載する。

7　取引情報蓄積業務の委託先

商号若しくは名称	住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地	資本金又は出資金の額（百万円）	主要な事業の内容	委託形態	同意年月日	委託業務の概要	関係内容

（記載上の注意）

1　「委託形態」欄には、取引情報蓄積機関から受託している者（以下「受託者」という。）は「委託」と、受託者から委託を受けている者（以下「再受託者」という。）は受託者名及び「再委託」と、再受託者から委託を受けている者は再受託者名及び「再々委託」と、それぞれ記載すること。

2　「同意年月日」欄には、取引情報蓄積機関が再委託又は再々委託に係る同意を与えた年月日を記載すること。

3　「委託業務の概要」欄には、委託業務の内容及び範囲、当該事業年度中の委託業務の遂行の状況の推移及び特記事項について簡潔に記載する。

4　「関係内容」欄には、役員の兼任や資金援助、営業・業上の取引状況等について記載する。

8　手数料等の内訳

	当該事業年度中の手数料等（円）
取引情報収集契約を締結している者	
うち金融商品取引業者等	
うち上記以外	
その他	
合　計	

（記載上の注意）

「その他」欄には、取引情報蓄積機関が取引情報蓄積業務又は取引情報蓄積業務に付随する業務以外の業務から手数料等を得ている場合等に、その業務及び金額を記載すること。

9　その他特記事項

（記載上の注意）

取引情報蓄積機関の役員が禁錮以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、取引情報蓄積機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。

○内閣府令第四十九号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号）の一部の施行及び金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百四十三号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年七月十一日　内閣総理大臣　野田　佳彦

証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令の一部改正）

第一条　証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号イ中「第百五十六条の五十八」の下に「、第百五十六条の八十」を加える。

（金融商品取引清算機関等に関する内閣府令の一部改正）

第二条　金融商品取引清算機関等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一号から第三号までの規定中「対象取引に係る清算参加者の債務」を「法第百五十六条の六十二第一号に掲げる取引以外の対象取引に係る清算参加者の債務」に改め、同条第四号中「もののほか、」の下に「法第百五十六条の六十二第一号に掲げる取引以外の」を、「生じた」の下に「当該」を加える。

（内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）の一部を次のように改正する。

別表に次の一号を加える。

六十六　店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十八号）